

第 4695 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月26日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 国外財産調書がスタート

**Q**：今年から国外財産調書制度が始まったようですが、どのような制度なのですか？

**A**：12月末時点で5,000万円超の国外財産を有する場合は、翌年3月15日までに国外財産調書を所轄税務署長に提出しなければならないとする制度です。

### 【解説】

国外財産調書制度とは、平成24年度の税制改正で創設された制度で、毎年12月末時点で5,000万円超の国外財産を有する者に対して、その財産の内容を記載した調書の提出を義務付けるものです。

今年から始まりました。

要件に該当する者は、その年の翌年3月15日までに、財産の用途別、所在別の価額等を記載した国外財産調書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

対象となる者は、日本に居住する個人で、非居住者や非永住者は対象になりません。

確定申告をしているしていないを問わず、要件に該当すれば提出しなければなりません。

提出を故意に提出しなかったり、虚偽記載をしていたのが発覚した場合には、原則として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられますし、国外財産調書の不提出、記載不備があった場合において、国外財産に係る所得の申告漏れが発覚したときは、その部分において過少申告加算税が5%加重されるというペナルティがありますので、注意してください。

